

## 地方独立行政法人会計基準等研究会 公営企業型地方独立行政法人部会（第4回）

### 【開催日時等】

- 開催日時：平成20年2月26日（金）15：00～17：00
- 場所：総務省 共用902会議室
- 出席者：会田部会長、石田委員、樫谷委員、野口委員、森田委員  
東京都  
米畑審議官、平嶋公営企業課長、濱田地域企業経営企画室長

### 【議題】

- (1) 東京都ヒアリング
- (2) 公営企業型地方独立行政法人における減損会計の導入について
- (3) 今後の進め方について
- (4) その他

### 【配布資料】

- 資料1 東京都提出資料
- 資料2 野口委員提出資料
- 資料3 論点メモ
- 資料4 公営企業・公営企業型地方独法の建設改良に係る一般会計繰入金・運営費負担金の経理処理
- 資料5 公営企業型地方独立行政法人の建設改良に係る運営費負担金の経理処理の状況
- 資料6 今後の進め方（案）
- 資料7 今後の研究会の予定

### 【概要】

- 資料1～7について東京都、野口委員及び事務局からそれぞれ説明を行った。
- 資料6について各委員了承し、次回の地方独立行政法人会計基準等研究会に報告することとなった。
- 委員からの主な指摘等
  - （地方）独法の仕組みは、損益収支が合う（投資の自主財源としての内部留保を確保する）ようにキャッシュ・フローを確保することを想定しておらず、設備の更新等については行政上の判断というストラクチャーになっている。（このような行政上の判断に基づく）取得時の補助金により購入した資産については、特定資産の指定をしておけば、損益外償却という仕組みの中で整理できるのではないか。
  - 減損の兆候については、資産が生み出すキャッシュ・フローあるいは資産の利用度合いという2つの判定基準があると考えられる。独法の場合は中期計画を策定することとなっているので、いずれの基準を採るとしても、計画との対比で判断を行うことはできる。
  - 86特定資産について、キャッシュ・フローの回収が見込まれる割合で特定資産と認定（損益外償却を認める）してもよいのではないか。
  - 減価償却を計上して、明瞭な損益計算書とする地方独法制度の趣旨を踏まえれば、民間同様にキャッシュ・フローを確保する資産と損益外償却を行う

特定資産を明確に区分した上で、減価償却を踏まえた損益収支の確保を目指すべきではないか。

- 大阪府立病院機構が病院単位でキャッシュ・フローのマネジメントを行っており、診療科目ごとのキャッシュ・フローの管理がさなれていないことを考えれば、診療科目ごとではなく、資産の単位は病院単位とするのがよいのではないか。
- 病院のうち研究所のように行政が本来負担すべき部門については、切り分けた上で、キャッシュ・フローで判断する資産と、再調達価格などで判断する資産を分けるという建てつけにすればよいのではないか。
- 「一定の条件を充たす一般行政の減損は、損益計算に含めない」（資料6 2②）とする場合、会計基準そのものの改正とするのか、それとも減損における運用上のルールとするのか、検討が必要ではないか。
- 減損の処理は期首に行うので、適用時期については十分な配慮が必要ではないか。

以 上